

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	県営住宅及び県営改良住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本県は、県営住宅及び県営改良住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

### 特記事項

県営住宅及び県営改良住宅等の管理業務については、指定管理者制度を活用し実施しているが、県と指定管理者で取り交わした協定書において、個人情報の取扱いに関する事項を特記事項として明記するとともに、その遵守を義務付けるなど、個人情報の保護に万全を期している。

## 評価実施機関名

熊本県知事

## 公表日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県営住宅及び県営改良住宅の管理に関する事務
②事務の概要	<p>県営住宅及び県営改良住宅の管理に関する事務であって、次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) 収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 家賃若しくは金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(3) 敷金の徴収に関する事務</p> <p>(4) 家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(5) 入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務</p> <p>(6) 同居の承認又は入居の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(7) 住宅の明渡しの請求に関する事務</p> <p>(8) 高額所得者の家賃の決定又は金銭の徴収に関する事務</p> <p>(9) 住宅の明渡し請求に係る期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務</p> <p>(10) 収入超過者への住宅のあっせん等に関する事務</p> <p>(11) 官公署等への収入状況の報告の請求等に関する事務</p> <p>(12) その他熊本県営住宅条例で定める県営住宅及び県営改良住宅の管理に関する事務</p>
③システムの名称	県営住宅管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
県営住宅入居者情報ファイル(番号管理ファイル、税情報、福祉情報ファイル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表27</li> <li>・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第18条、第26条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 未定 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第1項第8号 別表</li> <li>・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条、第28条</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	土木部建築住宅局住宅課
②所属長の役職名	住宅課長
6. 他の評価実施機関	

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	熊本県土木部建築住宅局住宅課 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 電話 096-333-2550
-----	--

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	熊本県土木部建築住宅局住宅課 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 電話 096-333-2550
-----	--

### 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <p style="text-align: right;"> &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている  2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない </p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発                      ] <p style="text-align: right;"> &lt;選択肢&gt;  1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策  3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策  5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策  7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策  8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  9) 従業者に対する教育・啓発 </p>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である                      ] <p style="text-align: right;"> &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 課題が残されている </p>
判断の根拠	個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修を実施している。また、漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

